

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C事業所において、作業員として就労していた。

2 請求人は、平成○年○月○日、会社倉庫内において検品作業をしていたところ、入荷作業中のフォークリフトに積まれたパレットが頸部に接触し、負傷した。

同日の終業後に、D医院に受診し、「頸椎捻挫」（以下「本件負傷」という。）と診断され、療養の結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）となった。

3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害は、障害等級第12級を超える障害である旨主張するので、以下検討する。

(2) 本件負傷による神経症状について

E医師は、X線の画像所見について、平成○年○月○日付け意見書、平成○年○月○日付け診断書及び平成○年○月○日付け診断書のいずれにおいても「頸激痛、X線画像は異常なし」とし、平成○年○月検査の頭部CT画像には明らかな血腫や腫瘤状病変は指摘できないとし、頸部MRIについては、平成○年○月検査では、頸椎は後弯、C3/4レベルの椎間板は正中後方へ突出、硬膜嚢は圧排、せき髄への圧迫は軽度であるとするも、平成○年○月検査では、頸椎は後弯、C3/4レベルの椎間板ヘルニアは残存あるも少し改善あり、せき髄に異常信号を認めないとしている。

また、同医師は、「元々あったヘルニアに今回外傷が加わり症状が強く出ているが、ヘルニアの程度はグレードが1ないし2であり手術を要する程度ではない。」としている。

さらに、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、頸椎に関する神経学的検査は陰性、運動麻痺及び知覚麻痺はなく、反射も正常とする検査結果を示した上で、「X線画像は問題なし。MRIではC3/4椎間板変性⊕。明らかな神経麻痺は認めないものの、椎間板変性に伴う痛みが残存している。その痛みはがん固な痛みである。」と述べている。

以上のとおり、両医師とも、頭部CT画像については問題が認められないとし、また頸部MRIにおいては、頸部C3/4に椎間板変性があり、外傷により症状が強く出ており、がん固な痛みが残存するとしている。当審査会としても、

画像に基づく所見であるE医師、F医師の意見は妥当であり、請求人に残存している神経症状の程度は、障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」とであると判断する。

(3) 頸部の可動域について

F医師は、請求人の頸部の関節可動域の測定結果について、「屈曲30度、伸展25度、回旋30度（右）/30度（左）」とし、参考可動域と比較して2分の1以下に制限されているものの、その原因については「頸部の器質的变化によるものではなく、疼痛のために可動域が制限されている。」との意見を述べているところ、当審査会としても、請求人は疼痛のために頸部の可動域に制限を残すものであるとみることが相当であり、上記(2)の請求人に残存している神経症状として等級を認定すべきものと判断する。

(4) 以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(5) なお、請求人は、平成○年○月○日付け意見書等をもって縷々主張するが、その主張は、請求人の独自の見解であり、これを採用することはできない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。